

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和元年9月9日(月) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時13分

出席者 委 員 委員長 福 田 裕 司

福 富 善 明 入 野 登志子 永 田 武 志

関 口 孫一郎 針 谷 正 夫 大阿久 岩 人

天 谷 浩 明

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之 川 上 均

大 浦 兼 政 古 沢 ちい子 大 谷 好 一

坂 東 一 敏 青 木 一 男 内 海 まさかず

針 谷 育 造 氏 家 晃 千 葉 正 弘

白 石 幹 男 梅 澤 米 満 中 島 克 訓

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 癸生川 亘

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 岩 川 成 生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	小 保 方	昭 洋
総 務 部 長	高 崎	尚 之
危 機 管 理 監	福 田	栄 治
財 務 部 長	榎 本	佳 和
消 防 長	石 田	栄
総 合 政 策 副 部 長 兼 総 合 政 策 課 長	増 山	昌 章
シティプロモーション課長	石 川	い づ み
蔵 の 街 課 長	中 田	芳 明
遊 水 地 課 長	田 中	正 和
ス ポ ー ツ 連 携 室 長	茂 呂	一 則
職 員 課 長	瀬 下	昌 宏
危 機 管 理 課 長	糸 井	孝 王
管 財 課 長	岩 崎	充
財 政 課 長	寺 内	秀 行
消 防 総 務 課 長	上 岡	健 司
消 防 総 務 課 主 幹	小 川	信 幸
予 防 課 長	赤 城	一 仁

令和元年第4回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和元年9月9日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第 98号 栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第101号 栃木市藤岡遊水池会館条例及び栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第102号 栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第103号 栃木市天幕使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第104号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第120号 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第121号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第125号 財産の貸付けについて
- 日程第9 議案第 96号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第4号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福田裕司君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（福田裕司君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（福田裕司君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第98号 栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） おはようございます。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第98号 栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は8ページから20ページ、議案説明書は4ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の4ページをごらんください。

提案理由であります。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、令和2年度から新たに任用する会計年度任用職員の給与等について定めるため、本条例を制定することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の8ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

次の9ページをごらんください。条例案となりますが、第1条の趣旨につきましては、この条例は会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものでございます。

第2条の会計年度任用職員の給与につきましては、勤務時間が常勤の職員と同じであるフルタイ

ム会計年度任用職員と、常勤の職員に比べ勤務時間が短いパートタイム会計年度任用職員に支給する給与の種類と支払い方法について定めております。

第3条のフルタイム会計年度任用職員の給料につきましては、給料の額は給与条例で定めている行政職給料表1級及び2級の最高の号給を超えない範囲内で職責等を考慮して規則で定めるものとしております。

第4条のフルタイム会計年度任用職員の給料の支給につきましては、常勤の職員の給料の支給について定めている給与条例の規定を準用することを定めております。

第5条から第9条までは、フルタイム会計年度任用職員に支給する地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当等について給与条例の規定を準用することを定めております。

第10条のフルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理につきましては、勤務1時間当たりの給与額等の端数処理について定めております。

第11条のフルタイム会計年度任用職員の期末手当につきましては、期末手当に関する給与条例の規定を任期が六月以上となるフルタイム会計年度任用職員に準用することを定めております。

第12条のフルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当につきましては、特殊勤務手当条例で規定している業務に従事したときは同条例の規定に基づき手当を支給することを定めております。

第13条のフルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額につきましては、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当を支給する際の勤務1時間当たりの給与額の算出方法について定めております。

第14条のフルタイム会計年度任用職員の給料の減額につきましては、職員が勤務しないときは有給の休暇等である場合を除き、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して支給することを定めております。

第15条のパートタイム会計年度任用職員の報酬につきましては、報酬額の算定方法を月額、日額、時間額別に定めております。なお、報酬額の算定に当たっては、地域手当に相当する額を加算するものといたします。

第16条のパートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬につきましては、特殊勤務手当条例で規定している業務に従事したときは同条例の規定の例により計算して得た額の報酬を支給することを定めております。

第17条から第19条までは、パートタイム会計年度任用職員が時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に従事したときは勤務時間数に応じた報酬を支給することを定めております。

第20条のパートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理につきましては、時間額で報酬を支給する場合の一月分の報酬額及び勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合の端数処理について定めております。

第21条のパートタイム会計年度任用職員の期末手当につきましては、期末手当に関する給与条例の規定を任期が六月以上となるパートタイム会計年度任用職員に準用することを定めております。ただし、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除くものとしたします。規則では、1週間当たりの平均勤務時間数が15時間30分に満たないものとするを想定しております。

第22条のパートタイム会計年度任用職員の報酬の支給につきましては、月額、日額、時間額により報酬が支給される職員の報酬の計算期間や支給日を定めております。

第23条のパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額につきましては、月額、日額、時間額により報酬が支給される職員の勤務1時間当たりの報酬額の算定方法を定めております。

第24条のパートタイム会計年度任用職員の報酬額の減額につきましては、職員が勤務しないときは勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給することを定めております。

第25条のパートタイム会計年度任用職員の報酬の特例につきましては、職務の特殊性を考慮する必要がある職員の報酬額については、月額35万円を超えない範囲内で規則で定めることとしております。現在のところ交通指導員、外国語指導助手及びこどもサポートセンター専門員である作業療法士、心理相談員、言語相談員について定めることを想定しております。

第26条のパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償につきましては、職員が通勤手当の支給要件に該当するときは給与条例の規定の例により支給することを定めております。

第27条のパートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償につきましては、職員が公務のため旅行するときは職員の旅費に関する条例の例により費用を支給することを定めております。

第28条の会計年度任用職員の給与からの控除につきましては、職員に給与を支給する際の給与からの控除について定めております。

第29条の委任につきましては、この条例の施行に関し必要な事項の規則への委任について定めております。

附則であります。第1項の施行期日につきましては、この条例は令和2年4月1日から施行するというものであります。

第2項の期末手当に関する特例措置につきましては、支給月数について令和2年度は正規の支給月数の50%、令和3年度は75%とするものであります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） おはようございます。よろしく申し上げます。

まず、人数をお伺いしたいと思うのですが、本年度は会計年度任用職員のフルタイムの人数とパートタイムの人数の比率をお教え願いたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 会計年度任用職員につきましては、来年4月1日からとなりますので、現在ではまだいないわけですが、基本的に任用につきましてはフルタイムではなくてパートタイムでの任用を予定しております。現在特別職の非常勤職員と臨時的任用職員で会計年度任用職員のほうに移行する人数につきましては、700名程度、745名程度を予定はしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 来年度から移行するということなのですが、それでは来年度はほとんどがフルタイムということで、特別職以外はフルタイムということでよろしいですか。

○委員長（福田裕司君） 瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 基本的にパートタイムで勤務していただく考えでおります。

○委員（関口孫一郎君） 了解しました。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第98号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第2、議案第101号 栃木市藤岡遊水池会館条例及び栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

田中遊水地課長。

○遊水地課長（田中正和君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第101号 栃木市藤岡遊水池会館条例栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は28ページ及び29ページであります。議案説明書は、議案説明書その1の7ページから9ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書その1の7ページをお開きください。

提案理由であります。栃木市藤岡遊水池会館及び栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城の使用料について、令和元年10月1日の消費税及び地方消費税の税率の引き上げによる影響を踏まえつつ受益者負担の適正化を図るため改定する必要があることから、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市藤岡遊水池会館条例及び栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部を改正することについて議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、別表中の使用料を改定することです。

参考条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。恐れ入りますが、次の8ページ、9ページをお開きください。左のページが現行、右のページが改正案となります。栃木市藤岡遊水池会館条例の一部改正案別表、8条関係につきましては、午前9時から午後5時までの使用料を310円に、午後5時から午後10時までの使用料を450円に改正するものであります。

栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部改正案、別表第9条関係につきましては、1時間につき使用料を150円に改正するものであります。

次に、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の28ページをごらんください。栃木市藤岡遊水池会館条例及び栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、栃木市藤岡遊水池会館条例及び栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部を改正する条例を次のように制定するというものでございます。

29ページをごらんください。一部改正案であります。内容説明につきましては、先ほど議案説明書にて説明させていただきましたので、省略させていただきます。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するというものでございます。

以上で議案第101号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 値上げのことについて、別表8の関係について質問させていただきます。

改正前については、5時から10時までは300円、改正後については5時から10時までが450円というところで、値上げ率がちょっと、算出の仕方についてはどうお考えで450円という算出が出たのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 田中遊水地課長。

○遊水地課長（田中正和君） ご質問にお答えいたします。

これは、担当課より示された算定式に基づきまして類似施設の額を勘案して算出したものでございます。あと、現行の1.5倍を超えない激変緩和措置ということでこの率、上昇の金額となっております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 関連でお伺いします。

この大会議室の使用料、60円プラスで310円になりました。午後が150円プラスで450円。これ300円なり、350円なり、ぴたりの数字に算出できなかった根拠というか、10円という半端、これどのように考えて算出したのか。素朴な質問で申しわけございません。お聞かせください。

○委員長（福田裕司君） 田中遊水地課長。

○遊水地課長（田中正和君） 先ほど福富委員にもご説明したような理由で、あくまでも算定式に基づいたもので算出した額になりますので、10円未満は端数処理ということになりますけれども、10円単位はそのままということに担当課の算定式になっておりますので、そのような金額になっております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） お世話になります。

先ほどの福富委員の質問に関連して、計算式をもって説明をしてくださったということなのですが、福富委員もきっとお聞きになりたかったことは、なぜ300円から大幅に上がったのかということだろうと推測をいたしますが、私の質問はその時間は余り利用者が少ないので、むしろ逆にそこは人件費を抑えるか何かの関係であえて高くしたというふうな仕掛けがあるのかどうか、その辺は担当課のほうでないとわかりませんか。いずれにしろ理由についてもう一度お尋ねいたします。

○委員長（福田裕司君） 田中遊水地課長。

○遊水地課長（田中正和君） 細かい算定式につきましては、少々お時間をいただきたいのですが、もしこちら側で、財政課長、細かい算定式おわかりになりますか。済みません。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） たしか僕遊水池会館は、藤岡の多分公民館か文化会館かの同様の施設の、

同じような広さの面積の施設の使用料と比べて低過ぎたので、本当は例えば600円とか500円にしなければ合わないのかもしれないかなというような計算式、コスト、電気代とかそういうので出たような気がするのですが、でも1.5倍以上は上げてはだめということから、300円を450円にしたような記憶がございます。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 聞いてよかったです。ありがとうございました。

ただ、公民館と類似施設ということで、それは同じ考え方のもとで料金を設定しなければならないということの考え方があるのですか。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 今回の手数料の見直しの方針の中で同じような使い方、同じような施設であれば類似施設と合わせていくということで原則やってきております。

以上です。

○委員（針谷正夫君） はい、了解。

○委員長（福田裕司君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） やはり関連になってくると思うのですが、ハートランド城の料金改定なのですが、100円から150円にアップしたということなのですが、ハートランド城は、多分1年前にオープンした施設かなと思うのですが、なぜ1年後にこの料金改定をされたのかお伺いをいたします。

○委員長（福田裕司君） 田中遊水地課長。

○遊水地課長（田中正和君） ご質問にお答えいたします。

まず、100円から150円ということで、先ほど財政課長のほうからご説明あったような算定式云々というところがございますけれども、1年で見直しというよりも100円という使用料金がその当時設定自体かなり低価格での設定だったようでございます。今回実際算定すると何千円という金額になってしまうという率なのですけれども、激変緩和措置で1.5倍の150円というような金額になっております。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 済みません、何回も質問させてもらって。

そうすると、激変緩和があったから100円が150円で抑えたのだよということ、それがなければ何千円になるという今の答弁だったと思うのですが、そうするとこの使用規定からするとまたすぐに上げていくということなのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 使用料の見直しにつきましては、原則4年ごとの見直しをかけていると

いうことで今のところ見込んでおりますので、少なくとも毎年やるとか、そういうことはございません。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） もう一つ関連して聞きます。所管外だったらとめてください。

これで当然料金が上がるわけですから、いろんなところでこの問題が絡んでくると思うのですが、例えば入り込み人数は減らないだろうかとか、そういった懸念というか、その辺は十分それを承知で、それでもいかなければならないと、こういうことなのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） もちろん皆さんお支払いされる方につきましては、ご負担が増えるということはまことに心苦しいところもございますし、実際減少するという施設もあるのかなということは想定はいたしますが、しかしかかるコストが少なくともこの使用料では間違いなく賄い切れないというところから、申しわけないですけれども、使われる方にご負担いただいて、もし上げなかった場合ですとどうしても違う財源をここに充てざるを得ないということになりますので、受益者負担の適正化というところと、申しわけないですけれども、基本的には今回藤岡のハートランドとかは類似施設、済みません、余計なこと申し上げますが、この100円を150円に上げた根拠は藤岡公民館の中会議室の87平米200円、ここの施設は100円の施設だったところは42.5平米ということで、面積的にも大きいところと比べてどうしても低過ぎただろうということで上げたのですけれども、このように基本的には消費税分を上げるということで今回使用料のほうを決めさせていただきましたので、何とぞご理解いただきたいというところでございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） ちょっとしつこいようなのですが、どこでもきつとこれから申し上げる問題が出てくるかと思うので、お聞きしますが、まず何でこんなに上がるのだという言葉が出るかと思えます。だから、これは市のほうの財政で、こういったことがコストがこれだけかかっているのですよといったその辺の情報発信というか、よくわかってもらえる、市民の方もなるほど、これは仕方のないことなのだというふうにしていっていかればいいのかと思えますが、あえて……財政だから大丈夫ですよね。お願いします。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 今回の値上げにつきまして、ご理解いただけるよう情報提供に努めてまいります。

以上です。

○委員（針谷正夫君） よろしく申し上げます。

○委員長（福田裕司君） ほかにございませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。

さっきの針谷委員さんの内容とちょっとかぶったりするのですけれども、基本的にコストというのがいつも言うのですけれども、ランニングコストということにつながると思うのです。建設当時から当然そこら辺を考えているのだらうけれども、やはり市民感情としては、1.5倍という上限はあるにしても今言った説明の中ではなかなか納得できないというのもあると思うのです。今後の要望ですけれども、ランニングコスト、建設のコストもそうですけれども、やっぱり十分に加味していただいて、市民が納得できるような数字の使用料にしてもらいたいと思います。要望です。

○委員長（福田裕司君） 要望でよろしいですね。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第101号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第3、議案第102号 栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

岩崎管財課長。

○管財課長（岩崎 充君） よろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第102号 栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書は30ページから31ページ、議案説明書はその1の10ページから13ページでございます。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の10ページをごらんください。

提案理由であります。令和元年10月1日を施行日とした消費税及び地方消費税の税率引き上げ

を踏まえ、行政財産使用料の改定に当たり所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市行政財産使用料条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、使用料算定基準を改めることであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。新旧対照表であります。別表中、土地、その他の算定基準、消費税を要するを評価額掛ける100分の4（営利を目的とする場合100分の5）掛ける100分の112、建物の算定基準、掛ける100分の108を掛ける100分の110に改正し、消費税及び地方消費税の税率引き上げに対し適切に対応するものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。30ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

31ページに移りまして、改正文であります。栃木市行政財産使用料条例の一部を次のように改正するというものであります。

なお、改正内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明いたしましたので、省略させていただきますが、附則につきましては、令和元年10月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

入野委員。

○委員（入野登志子君） よろしくお願ひいたします。

今消費税率に伴ってということでお話がありまして、最後に言われました施行の日なのですけれども、令和元年の10月1日からということで、消費税が上がるこの日からやっていくということです。今2つ条例やったところは、来年の4月1日から消費税に伴ってという説明の中で4月1日からとなったのですけれども、これは10月1日からで、もう即始めるということですか。同じ日にちにはならなかったのですね。

○委員長（福田裕司君） 岩崎管財課長。

○管財課長（岩崎 充君） 県内の他市の状況も実は10月1日からやるところと4月1日から上げるところ2つぐらいにちょうど半々ぐらいに分かれておるのですけれども、栃木市の場合には消費税の税率引き上げにあわせて10月1日から値上げさせていただくということでお諮りをお願いしております。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 4月からと10月からとあるところなのですけれども、栃木県内においてはどれぐらいのところか10月1日からになるのですか。

○委員長（福田裕司君） 岩崎管財課長。

○管財課長（岩崎 充君） ちょっとお時間をいただいていいですか、申しわけありません。

○委員長（福田裕司君） 岩崎管財課長。

○管財課長（岩崎 充君） 申しわけありませんでした。

10月1日から使用料を値上げするのが宇都宮市、小山市、真岡市、下野市、令和2年の4月から使用料を値上げする予定なのが足利市、佐野市、鹿沼市、大田原市、矢板市、さくら市、那須塩原市です。済みません。先ほど半分と言いましたが、来年の4月からのほうが多いようでした。失礼いたしました。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） ありがとうございます。

消費税に伴ってという、県内、例えば宇都宮市の人が引っ越して足利市行ってしまったとかになると、同じものを利用するときに値段があちは安かった、こっちは高かったとなってしまうとやっぱりまずいかなと思うので、ばらばらですけれども、できれば同じようにスタートしていただければ、県内やるのであればと思いましたので、これは要望でお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第102号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第4、議案第103号 栃木市天幕使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

岩崎管財課長。

○管財課長（岩崎 充君） ただいまご上程いただきました議案第103号 栃木市天幕使用条例の一

部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書は32ページから33ページ、議案説明書はその1の14ページから17ページであります。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の14ページをごらんください。

提案理由であります。消費税及び地方消費税の税率引き上げによる影響を踏まえつつ受益者負担の適正化を図るため、貸し出し用天幕の使用料の改定に当たり所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市天幕使用条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、使用料を改定することです。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

16ページ、17ページをお開きください。新旧対照表であります。第5条第2項中、1,100円を1,150円に改正し、受益者負担の適正化を図るものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。32ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

33ページに移りまして、改正文であります。栃木市天幕使用条例の一部を次のように改正するというものであります。

なお、改正内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明いたしましたので、省略させていただきますが、附則につきましては令和2年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 今の説明最初にされた中で、これは消費税に関連してということではなくて、受益者負担のおっしゃったのですけれども、消費税が上がることによってついでに上げてしまおうかなと、そういうふうになんとなく捉えてしまったのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 岩崎管財課長。

○管財課長（岩崎 充君） この天幕の貸し出しにつきましては、近隣にも例がなく、原価を計算するという事は非常に難しいのですけれども、天幕そのものが約8万円、それにおもしがつきますので、足4つにおもしをつけて、1張りにおもしをつけて約10万円の費用がかかっております。なおかつ人件費等を鑑みまして、50円程度上げさせていただくことをご理解をいただきたいということで、今回お願いしているところであります。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 10万円ほどかかるということですが、50円ですから、市民サービスの意味でもあえて上げなくてもいいのではないかなと思ったのですけれども、無理ですか。

○委員長（福田裕司君） 岩崎管財課長。

○管財課長（岩崎 充君） 先ほど財政課長のほうからもありましたけれども、使わない方もいらっしゃるわけです。使わない方が基本的にその分を負担しているということになりますので、やはり受益者負担という考え方からいきますと、50円程度でしたら何とか、実は前回消費税が5から8%に上がったときもこの使用料は上げておりません。ですので、5%から8%は上げていなかった、今回10%になる、ではその5%分、3%と2%、それで50円ということでご理解をいただきたいというところであります。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 年間通して使用される方、使う人と使わない人といるとおっしゃったのですけれども、確かにこういったものは限られていると思うのですけれども、もともと意味として使う方には1,000円で貸しますよというところからスタートしたので、何かちょっとまだ納得いかないのですけれども、市民サービスの意味では、それでも1,000円取るわけですからいいのではないかと思うのですけれども。やっぱりだめですか。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 今回の使用料の見直しにつきましては、昨年12月に見直し方針というのもお示ししまして、基本50%、50%で半分は市で持ちます、半分は使われる方だというのが基本使用料というのをコストから計算してみましようということでやり始めたところであります。財政事情というよりは、どちらかというやっぱり受益者負担の適正化というものをご理解をいただけるかどうかにかかっているかと思っております、どうしてもこれだけかかるのに当たって使用料、今回の天幕に関しますと使用料、受益者負担の適正化というのはどの部分にしようかというところで消費税の税率分は今回いただきましようかというところで、こちらは1,100円を1,150円にしたという経緯がございます。たかだか50円ではないかというところかもしれないのですが、本市としては貴重な財源でございますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） ちょっと関連してお聞きしたいのですけれども、天幕を使用する方々というのはどんな方がいらっしゃいますか。

あと、もう一つで……

○委員長（福田裕司君） 一問一答でお願いします。

岩崎管財課長。

○管財課長（岩崎 充君） まず、天幕を使用する、無料という場合がございます。市が使うときと自治会が使用するときは、公共的な組織ということで無料ということで貸し出しております、有

料で貸し出ししておりますのは、平成30年度の実績ですと152張りでした。借りていただいた方は市内の企業の方、またはサッカークラブ等の団体の方、こうした方がイベントのときに使用するというような事例がございました。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 天幕を保管しているところというのはどこにあるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 岩崎管財課長。

○管財課長（岩崎 充君） 中央小の西側の倉庫の中です。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） なぜお話ししたかという、私は住んでいるところが藤岡なのです。藤岡の方も使っていただければとも思うので、そういうことでとりに行くときは大変かなと思ったので、そこら辺のところお聞きいたしました。

以上です。

○委員長（福田裕司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第103号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第5、議案第104号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） ただいまご上程いただきました議案第104号 栃木市手数料条例の一部

を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は34ページから36ページ、議案説明書その1は18ページから39ページであります。まず、議案説明書その1の18ページをごらんください。

本条例の提案理由であります。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要であります。手数料を徴収する事項と金額を改めるものでございます。

参考条文は省略させていただきます。20ページ、21ページの新旧対照表をごらんください。別表第1、第2条関係についてであります。消費税率の引き上げ及び受益者負担の適正化を図るため手数料を改正するものであります。表中、現行16の租税特別措置法施行令第7条第10項第5号又は第29条の4第9項第5号の規定に基づく一般公共用自転車駐車場の認定を削り、17の納税証明、所得証明その他市税に関する証明から29の土地図面の閲覧につきまして200円を300円に、多機能端末機による交付の場合180円を200円に改めるものであります。

22ページ、23ページをごらんください。現行30の住民票の閲覧につきまして200円を300円に改めるものであります。

現行40の救急搬送証明を削り、41のその他の証明につきましては200円を300円に改めるものであります。また、次項の番号を整理いたします。

次に、第2表についてであります。消費税率の引き上げに伴い改正するものであります。41の項中、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る認定の申請に対する審査のうち構造計算適合性判定を要するものの手数料について、2、(2)アの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる場合、床面積1,000平方メートル以内の場合については11万5,350円を12万700円に、24ページ、25ページをごらんください。1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合、14万3,700円を15万400円に、以下床面積に応じて15万7,350円を16万4,700円に、19万9,350円を20万8,700円に、33万7,950円を35万3,900円にそれぞれ改めるものであります。

次に、イの上記ア以外の場合、床面積1,000平方メートル以内のものについては16万6,800円を17万4,600円に、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合、22万2,450円を23万2,900円に、以下床面積に応じて25万5,000円を26万7,000円に、33万6,900円を35万2,800円に、61万9,350円を64万8,700円にそれぞれ改めるものであります。

26ページ、27ページをごらんください。44の項中、都市の低炭素化の促進に関する法律に係る認定の申請に係る審査のうち構造計算適合性判定を要するものについての手数料について41の項同様、2、(2)、28、29ページをごらんください。ア、(ア)の国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる場合、床面積1,000平方メートル以内の場合については11万5,350円を12万700円に、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合、14万3,700円を15万400円に、以下床面積

に応じて、30ページ、31ページをごらんください。15万7,350円を16万4,700円に、19万9,350円を20万8,700円に、33万7,950円を35万3,900円にそれぞれ改めるものであります。

次に、イの上記ア以外の場合、(ア)として床面積1,000平方メートル以内のものについては16万6,800円を17万4,600円に、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合、22万2,450円を23万2,900円に、以下床面積に応じて、32、33ページをごらんください。25万5,000円を26万7,000円に、33万6,900円を35万2,800円に、61万9,350円を64万8,700円にそれぞれ改めるものであります。

次に、50の項中、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る認定の申請に対する審査のうち構造計算適合性判定を要するものの手数料について、こちらも41の項同様、2、(2)、34、35ページをごらんください。ア、(ア)の国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる場合、床面積1,000平方メートル以内の場合については、11万5,350円を12万700円に、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合、14万3,700円を15万400円に、以下床面積に応じて15万7,350円を16万4,700円に、19万9,350円を20万8,700円に、33万7,950円を35万3,900円にそれぞれ改めるものであります。

次に、イの上記ア以外の場合、(ア)として床面積1,000平方メートル以内のものについては16万6,800円を17万4,600円に、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合、22万2,450円を23万2,900円に、以下床面積に応じて、36、37ページをごらんください。25万5,000円を26万7,000円に、33万6,900円を35万2,800円に、61万9,350円を64万8,000円にそれぞれ改めるものであります。

次に、別表4についてであります。消防法第11条に関する特定屋外タンク貯蔵所に係る手数料の改正でありまして、これは国が定める地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されるのに合わせ手数料を改正するものであります。

2の項中(3)危険物の貯蔵最大数量1万キロリットル以上5万キロリットル未満の、38、39ページをごらんください。タンクの貯蔵所の許可申請に対する審査手数料158万円を159万円に、以下貯蔵最大数量に応じて194万円を195万円に、226万円を227万円にそれぞれ改めるものであります。

続きまして、議案書の36ページをごらんください。下から3行目、附則についてであります。別表第2、建築関係の手数料及び別表4、消防関係の手数料につきましては令和元年10月1日から、別表第1、各種証明、住民票関係の手数料につきましては令和2年1月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(福田裕司君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員(天谷浩明君) ありがとうございます。

基本的にはもとの金額、今の金額の1.5倍ということの解釈が一番大きいのかなという、上限を

持っている。多分200円が300円、2%の消費税アップならそんなにいけないということで説明は全部受けているのですけれども、本当にそれでいいのかなというふうに今ずっと悩んでいたのですけれども、例えばこれがまた改定になったときに150%の上限で今度は450円になってしまうわけです、簡単に言うと。そうすると、本当に地方自治体のあるべき姿というのはそれでいいのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺をちょっと伺いたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 今回300円にいたしましたのは、それぞれのコストがありまして、例えば住民票等の写しの交付に関しましては、1件当たり523円程度コストがかかると。また、市税等の証明に関しますと、やはり362円かかるというところで、コストがかかる部分以上はさすがにこちらとしても価格の手数料の設定はするつもりは今のところございませぬけれども、このようにばらつきもある中で300円というのを設定したというところでございまして、実は1.5倍というのは使用料という、施設の使用料は1.5倍を上限といたしました。手数料については上限は設定いたしませんでしたが、コストを参考に今回300円というふうに設定いたしました。また、多機能端末、コンビニで証明をとるときには180円から200円にいたしましたけれども、こちらもコストがそんなに、さすがに300円というところまではたしかいっていなかったような気がしますが、やはりコンビニのほうがかかるコストが安いということから、金額に差を設けたところであります。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 別に反対とかそういうのではないのですけれども、基本的にはさっき針谷委員さんですか、情報発信というか、やっぱりそういうことも市民にわかっていただきたい。というのは、議会でいろいろもんでいるのだけれども、なかなか議会の中もわかってもらえないので、なぜこれが通ってしまうのだらうとかということも懸念される立場にいますので、市民がある程度納得できるような情報発信をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） では、関連で、前に議員研究会たしかあったなと思って見てみましたら、6月に聞かせていただきまして、スケジュールが議員研究会、地域協議会の報告が終わって、今回これを迎えていると。10月から3月に向けて、今天谷委員がおっしゃった市民への周知のことをやっていくということですが、これは手数料なので、例えば何度も何度も頻度を使うという業者さんみたいな人がいて、それが営業上に相当負担になってくるというようなことの料金はないのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） わからないのですけれども、自分も資産税課にいた経験で、司法書士の

方とか土地家屋調査士の方は、資産税関係の証明をとりにいらっしゃる方も多いかなとは思いますが、やはりそれは依頼があって、恐らく料金を取って必要な証明をとられているのだらうなと思いますので、もちろんその分100円上がりますので、その部分もしかすると例えば相続の委託料が司法書士に頼んだときには上がるよみたいなことがあり得るかなとは思いますが、かかる費用ですので、200円が300円というところで、こちらとすれば非常に金額1.5倍というところでご負担いただくのは心苦しいところもございますけれども、業者さんでこの金額で上がってしまうのが非常に営業に及ぼすというところは、正直言って、申しわけありません、わからないといったところがございます。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 指定管理者みたいなのがそういったことをやっている、藤岡の温泉施設も委員会で否決になって修正案を出しまして、そういうことになったら、委員が誰も想像つかなかったのだけれども、指定管理者のほうで値上げを要求してきて、結局マイナスの結果になった、財政としては、そういうことなので、そこのところが頭を走りましたので、ちょっと質問をさせてもらいました。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 今回ご上程いただいた手数料の条例に関しますと、全て市に入ってくる手数料でございまして、1件この後し尿処理の手数料というのがございますが、こちらは消費税分400円を420円に加算するのですが、こちらにつきましては、し尿処理をされる収集される方の収入となりますので、そこは市に入ってきません。ただ、今回の値上げについては、400円を420円という消費税分の増加分をお願いしたところがございます。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 議案書のほうの説明をいただいた中の36ページの一番最後の附則のところなのですが、10月1日からやるものと、もう一つが1月1日からこの手数料やるということでありまして、年度切りかえの今まで4月1日からということで条例に関しては上がりますよときたのに、何でこれだけが1月1日からやるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 10月1日からのものについてはご理解いただいていると思いますので、なぜ1月1日なのというところなのかなと思います。実際のところ去年の12月にご説明した際には10月1日からこの手数料200円、300円というのを行いたいというふうにスケジュールで申し上げていたところなのですが、今年4月、5月に入りまして、消費税が上がらないかというような情報も入りましたものですから、そうしますと手数料の条例を上げるのは確定してからにしよう、大

体上がるだろうというふうに確信してからにしようということで、そうしますと6月議会ではなく、9月議会にこの手数料条例今回上げさせていただきましても、それで10月1日というのは余りにも周知期間がなさ過ぎることから、1月1日というふうに3カ月おくらせたというところが本音のところでございまして、もう一つとしては時期をずらすこと、消費税の8から10に上がるものと時期をずらすことによって少しでも影響を緩和したいという、その2つの理由から1月1日としたところであります。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 期間が短いかなというところもあります。なら1月1日よりも切りのいいところの4月1日から一斉に消費税に関係して値上げしてくるわけだから、4月1日のほうが多分市民の皆さんもわかりやすいのではないかと思うのですけれども、もし1月1日からにした場合には周知のほうはどのようにされるのですか。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 周知の方法につきましては、10月に発行する11月号の広報とちぎには載せてまいります。また、市役所の窓口においても案内等で掲示いたしまして、市民の方々への周知を図りたいと考えておりまして、実際の僕の感覚なのですけれども、やはり住民票をとられる方が3月末から4月頭に結構集中しているような感覚がございまして、なるべくならばお正月と年末の休み期間が長い間に周知をしっかりと1月1日、1月1日といってもなかなか難しいのですけれども、役所の窓口に来られる場合だと1月4日からになりますけれども、そこから申しわけないのですけれども、上げさせていただきたいというふうに期間を設定したというところと、6カ月おくらせるということになりますと、受益者負担の適正化の部分がやはりちょっとおくらせていくというところから、1月1日という日付を設定させていただいたところであります。

以上です。

○委員長（福田裕司君） ほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第104号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第6、議案第120号 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） ただいまご上程いただきました議案第120号 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は100ページ、101ページであります。議案説明書その2、32ページから35ページであります。初めに、議案説明書により説明させていただきますので、議案説明書32ページをごらんください。

提案理由であります。消防団員の欠格事項見直しに当たり所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正の概要についてであります。欠格事項から成年被後見人、または被保佐人を削り、字句の整理を行います。

改正の内容につきましては、34ページから35ページの新旧対照表にてご説明します。第4条、次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができないの（1）成年被後見人又は被保佐人を削除し、（2）、（3）の字句の整理を行います。

32ページにお戻りください。参照条文につきましては、省略させていただきます。

以上で、議案説明書の改正概要の説明を終わらせていただきます。

次に、議案書になりますが、恐れ入りますが、議案書101ページをごらんください。附則の施行日ですが、この条例は令和元年12月14日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 今説明いただいたところで、101ページのところに附則として12月の14日からという、きょうは日にちが何か一定していないのがすごく気になっているのですが、12月

14日はちょっと途中なのですけれども、内容的にどうなっているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 小川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） この法律の制定が令和元年6月7日に成立しまして、14日に公布されております。地方公共団体の条例の整備については、公布の日から6カ月というふうな経過がありまして、令和元年12月14日と示させていただきました。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） ほかにございませんか。

福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 確認なのですけれども、消防団の方について禁錮刑以上の方が団員でやっていたということですか、今まで。

○委員長（福田裕司君） 小川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） 今までに私の知る範囲ではいらっしやいませんでした。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） このことについては、私感じるところなのですけれども、服務規程を厳しくしたということですよ。

○委員長（福田裕司君） 小川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） 今までは被後見人では消防団員にはなれなかったのですが、それを削除しましたので、逆に緩くなったということでございます。

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。

福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） ご理解しました。

○委員長（福田裕司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第120号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第120号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第7、議案第121号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

赤城予防課長。

○予防課長（赤城一仁君） ただいまご上程いただきました議案第121号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

議案書は102ページから104ページ、議案説明書は議案説明書その2、36ページから41ページであります。初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書その2、36ページ、37ページをお開きください。

まず、提案理由でございますが、違反対象物にかかわる公表制度の実施などに当たり所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市火災予防条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございますが、1として日本工業規格を日本産業規格に改めること、2として住宅用防災警報器等の設置の免除にかかわる規定を改めること、3として指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取り扱いの届け出等にかかわる準用規定を整備すること、4として違反対象物にかかわる公表制度について規定することでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、38ページ、39ページをお開きください。38ページをごらんください。現行第16条の条文中の日本工業規格を39ページ改正案、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう）に改めるものです。

次の住宅用防災警報器等の設置の免除にかかわる規定についてであります。38ページをごらんください。現行第29条の5第1項第1号条文中の作動時間が60秒以内を39ページ、改正案では種別が一種に改めるものです。

39ページをごらんください。改正案第29条の5第1項第5号の次の号に、第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときを追加し、現行第6号を第7号に改めるものです。

次に、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取り扱いの届けにかかわる準用規定を整備することで

ありますが、40ページ、41ページをお開きください。40ページをごらんください。現行第2項、前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いのところの同項の後に届出の内容を変更し、又はを加えることとさせていただきます。

次に、違反对象物にかかわる公表制度について規定することについてであります。41ページをごらんください。改正案第47条の次に、次の1条を加えます。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

この1条を加えることにより第48条を第49条に、第7章、罰則、第49条、第50条を第50条、第51条といたします。

恐れ入ります。38、39ページをお開きください。38ページ、現行及び39ページ、改正案の目次をごらんください。先ほどの48条を加えたことにより、第6章、雑則、第48条を第49条に、第7章、罰則、第49条、第50条を第50条、第51条に改めます。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただいて102ページ、103ページをお開きください。102ページは制定文であります。103ページから104ページにつきましては、栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の改正内容ですので、先ほど新旧対照表でご説明いたしましたので、ここでは省略させていただきます。

104ページ、105ページをお開きください。104ページ下から3行目の附則でございますが、令和2年4月1日から施行するというものでございます。ただし書きといたしましては、第16条第1項及び第20条の5の改正規定は公布の日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

永田委員。

○委員（永田武志君） 第16条の第1項中の従来の日本工業規格、これからあえて日本産業規格に改めざるを得なくなった理由というのはどういうものなのか、わかりやすく具体的に説明願います。

○委員長（福田裕司君） 赤城予防課長。

○予防課長（赤城一仁君） ご質問にお答え申し上げます。

平成30年第196回通常国会において不正競争防止等の一部を改正する法律が可決、成立し、工業標準化法が一部改正され、産業標準化法に変わり、日本工業規格が日本産業規格に変わったためでございます。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。

○委員（永田武志君） はい、了解しました。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 38ページの件で、29条の5と書いてあるのですけれども、(1)の太い線で作動時間が60秒以内の閉鎖型のスプリンクラーヘッドということと、改正後のほうについて種別が一種の閉鎖型スプリンクラーヘッドと書いてあるのですけれども、どう違うのだから詳細に教えていただければと思うのですが。

○委員長（福田裕司君） 赤城予防課長。

○予防課長（赤城一仁君） お答え申し上げます。

今回のこの作動時間が60秒以内から種別が一種にということですが、法令や省令の改正はありません。閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の中で閉鎖型スプリンクラーヘッドが1種しかございません。作動時間が60秒以内のものは1種しかないために規格省令に合わせた改正だと思っていただければお願いいたします。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） ちょっと私専門用語わからないので、わかりやすく教えていただけますか。色が赤く変わったとか白く変わったとか、ある程度わかりやすくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 赤城予防課長。

○予防課長（赤城一仁君） 恐れ入ります。天井ごらんください。丸くシルバーのものが見えると思うのですけれども、これがスプリンクラーヘッドです。スプリンクラーヘッドの種類が1種と2種しかないのです。1種だけが作動時間が60秒以内に作動します。2種は60秒以上なので、この1種に条例のほうが合わせた形だにご理解していただければありがたいのですが。

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。

○副委員長（福富善明君） はい、了解しました。

○委員長（福田裕司君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第121号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第121号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第8、議案第125号 財産の貸付けについてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

糸井危機管理課長。

○危機管理課長（糸井孝王君） ただいまご上程をいただきました議案第125号 財産の貸付けについてご説明を申し上げます。

議案書は149ページから150ページ、議案説明書はその2の110ページから114ページでございます。初めに、議案説明書により説明させていただきますので、議案説明書その2の110ページをごらんください。

提案理由でございますが、コミュニティFM放送局とちぎシティエフエムの運営事業者であるケーブルテレビ株式会社に栃木市観光情報物産館内に整備してあります栃木市コミュニティFM放送局演奏所及び設備一式を貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

111ページの建物位置図及び貸付箇所図をごらんください。建物の位置及び貸付箇所につきましては、蔵の街大通り沿い東側の栃木市観光情報物産館内の一部、栃木市コミュニティFM放送局演奏所に関する部分の33.23平方メートルでございます。設備等につきましては、112ページの設備等位置図をごらんください。演奏所設備一式が2カ所、送信所設備一式及び中継局設備一式がそれぞれ1カ所の合計4カ所の設備一式でございます。具体的には113ページに掲載の栃木市観光情報物産館及びケーブルテレビ株式会社内の2カ所のスタジオブースを含む演奏所設備一式、114ページに掲載の栃木市役所本庁舎内にある送信所設備一式、三鴨保育所跡地にある中継局設備一式でございます。

次に、議案書の149ページをお開きください。財産の貸付けについてであります。1の建物の表示についてでございますが、種別につきましては建物、所在につきましては栃木市倭町13番2号、名称につきましては栃木市観光情報物産館内栃木市コミュニティFM放送局演奏所、貸付面積につきましては33.23平方メートルでございます。

2の設備の表示についてでございますが、演奏所設備（スタジオブースを含む）一式につきましては、（1）の栃木市倭町13番2号及び（2）栃木市樋ノ口町43番地5の2カ所、（3）送信所設備一式につきましては栃木市万町9番25号、（4）中継局設備一式につきましては栃木市藤岡町甲64番地2でございます。

3の貸付期間につきましては、令和元年10月1日から令和6年10月31日までであります。

4の貸付金額につきましては、無償であります。

5の貸し付けの相手方につきましては、栃木市樋ノ口町43番地5、次のページに行きましてケーブルテレビ株式会社、代表取締役、高田光浩であります。

6の貸し付けの条件につきましては、貸し付ける建物及び設備等一式はコミュニティFM放送局とちぎシティエフエムの運営に使用するものとし、他の目的に供してはならないというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 基本的なようなこと聞きたいのですけれども、例えば送信所だとか中継基地の関係の機械の耐用年数というのですか、こういうの壊れやすいのかどうかわからないのですが、その点ちょっとお聞きしたいのですけれども、どうでしょうか。

○副委員長（福富善明君） 糸井危機管理課長。

○危機管理課長（糸井孝王君） 耐用年数につきましては、具体的に何年というのは私ちょっと存じ上げません。申しわけありません。ただ、コミュニティFM放送の設備につきましては、緊急災害時万全な体制が維持できるよう保守に努める必要がありますことから、そのため保守管理の費用は市のほうが負担して管理をしております。ですので、毎年保守点検を行って機器に異常がないかは点検しております。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そちら辺のところ聞きたかったのですが、保守点検、予算書とか見ればわかるのでしょうか、年間的にどれぐらいなものなのか。

○委員長（福田裕司君） 糸井危機管理課長。

○危機管理課長（糸井孝王君） 市のほうで負担しております保守管理費用は、コミュニティFM放

送設備保守点検業務委託約50万円のほか、FM放送設備やスタジオの修繕料がかかっておりまして、これが約28万円等でございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） お世話になります。

最初この議案を見たときにどういう目的なのだろうなと思ったのですが、危機管理課と書いてあるので、おおよそ見当はついたので、今までどうだったのかまずお聞きします。

○委員長（福田裕司君） 糸井危機管理課長。

○危機管理課長（糸井孝王君） 今までも、平成27年ですか、平成27年からこれまでやはり無償で貸し付けをしておりました。期限が10月1日で切れるということで、さらに5年無償で貸し付けをしたいということで議会の議決をいただきたいというものでございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、これは改定というか、延長のようにしたいというお話というか、議案になるわけですか。

○委員長（福田裕司君） 糸井危機管理課長。

○危機管理課長（糸井孝王君） そのとおりでございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そのこと自体は大変結構なことだろうと思います。ただ、放送ということで、公共のものというか、FMの審議会みたいなものも地元の審議委員の方たちが出て、きちんとそこにチェックをかけているということは承知をしておりますが、当然法律的にオーケーなので、こういうことになっていると思うのですが、こういった危機管理課が無償で貸し付けているというところなどはほかの市にも見られることなのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 糸井危機管理課長。

○危機管理課長（糸井孝王君） 県内の事例になりますが、栃木市が一番県内で初ということで始まったわけですが、そのほかに開局予定も含めまして5市、栃木市を含めて5市でございます。栃木市以外は、宇都宮市、小山市、それと下野市と真岡市が今後開局していくということでございますけれども、そのうち小山市、下野市、真岡市につきましてはやはり公設民営ということで、市が整備をして、民間にその運営を任せるといような公設民営方式の制度で運営をしております。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、やはり無償で貸し付けて危機管理の発信をしてもらっているという理解でよろしいですか。

○委員長（福田裕司君） 糸井危機管理課長。

○危機管理課長（糸井孝王君） 基本的にはそうなります。緊急発信などは、場合によっては市の送信所から割り込みで市の職員が直接放送することもできるようになっております。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） はい、了解しました。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 無償ということで10月1日で切れるのですけれども、もし無償でなかった場合にはこれはどれくらい金額がかかってくるものだったのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 糸井危機管理課長。

○危機管理課長（糸井孝王君） 有償で貸した場合に幾らになるのかというのはちょっと計算したことがないのであれなのですが、初期整備費用としましては、約1億5,500万円の整備費用となっております。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 初期費用は、栃木市のほうでつくってあげたということですよ。わかりました。

それで、続けて1ついいですか。

○委員長（福田裕司君） はい、どうぞ。

○委員（入野登志子君） 今これから継続して5年間ということだったのですが、きょうはすごく日にちにこだわってしまっていて、申しわけございません。10月1日から5年間というと、終わりは9月30日になるのではないかなと思って、1カ月おまけがついているようなのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 糸井危機管理課長、挙手願います。

○危機管理課長（糸井孝王君） 済みません。ちょっと手元に資料がないものですから、後ほどお答えさせていただくということでよろしいでしょうか。

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。では、後ほど回答ということで。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。答弁は、今準備するというので。

ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第125号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第125号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第9、議案第96号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） ただいまご上程いただきました議案第96号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをごらんください。令和元年度栃木市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,919万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ665億6,200万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

継続費の補正は、第2条、継続費の追加は、第2表、継続費補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第4条、地方債の追加は、第4表、地方債補正による。第2項、地方債の変更は、第5表、地方債補正によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、5ページが歳出となっております。

所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。6ページ、第2表、継続費補正（追加）及び7ページ、第3表、債務負担行為補正（追加）につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

8ページをごらんください。第4表、地方債補正（追加）であります。起債の目的欄の斎場再整備事業及び次の急傾斜地崩壊対策事業の2件について追加させていただくものであります。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

9ページをお開きください。第5表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、

下段が補正後となっております。上段の補正前の起債の目的欄の1行目、農業生産基盤整備事業から一番下の臨時財政対策債まで計9件について起債の限度額を変更するものであります。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

ページが飛びまして、19ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括であります。19ページは歳入、次の20、21ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただきます、引き続き所管関係部分の歳入について説明させていただきます。

22ページ、23ページをお開きください。10款1項1目1節地方特例交付金は、補正額52万9,000円の減額であります。説明欄の地方特例交付金につきましては、住宅ローン減税及び自動車税等環境性能割減税に対する地方特例交付金の確定に伴い、減額補正するものであります。

次に、11款1項1目1節地方交付税は、補正額3億808万6,000円の減額であります。説明欄の普通交付税につきましては、普通交付税の額の確定に伴い減額補正するものであります。

次に、15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額182万9,000円の増額であります。説明欄の個人番号カード利用環境整備費補助金につきましては、マイナンバーカードを活用した自治体ポイント事業を実施するための準備費用に対する国庫補助金を増額補正するものであります。

24ページ、25ページをお開きください。下の段の19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額2億6,464万3,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金からの繰り入れを増額補正するものであります。

26、27ページをお開きください。一番上の段の17目1節ふるさと応援基金繰入金は、補正額499万1,000円の増額であります。説明欄のふるさと応援基金繰入金につきましては、ふるさと応援寄附金を活用した事業として、歌麿を生かしたまちづくり事業、嘉右衛門町伝建地区広報物制作事業、農福商工連携事業など5課7事業を実施するために計上するものであります。

次に、1つ飛びまして、25目1節小平浪平顕彰基金繰入金は、補正額100万円の増額であります。説明欄の小平浪平顕彰基金につきましては、基金を活用し、小平浪平生家敷地内の高木伐採事業を実施するため計上するものであります。

次に、20款1項1目1節前年度繰越金は、補正額6億7,092万4,000円の増額であります。説明欄の前年度繰越金につきましては、平成30年度からの繰越金の確定により増額補正するものであります。

次に、21款5項4目2節雑入は、補正額450万円の増額であります。説明欄の県民手帳協力報償金等（総合政策課）につきましては、マイナンバーカードを活用した自治体ポイント事業の実施により利用者がクレジットカードのポイントや航空会社のマイレージを自治体ポイントに変換した分を本市の収入として受け入れるに伴い増額補正するものであります。

次に、22款市債であります。1項3目1節保健衛生債は、補正額6,030万円の増額であります。

説明欄の旧合併特例事業債斎場再整備事業につきましては、新斎場建設地内の橋りょう、橋の建設を充てる起債を増額補正するものであります。

次に、4目1節農業債は、補正額210万円の増額であります。説明欄の緊急自然災害防止対策事業債農業生産基盤整備事業につきましては、県単独農業農村整備事業に充てるため増額補正するものであります。

次に、5目1節道路橋りょう債は、補正額5,630万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債道路新設改良事業につきましては、市道6195号線道路改良事業、岩舟三谷に充てるため増額補正するものであります。

28ページ、29ページをお開きください。説明欄の1行目、地方道路整備事業債道路新設改良につきましては、市道各号線道路改良事業などに充てる起債の増額により増額補正するものであります。

次の一般事業債その他土木施設道路維持事業につきましては、市道各号線交通安全施設整備事業に充てる起債の増額により増額補正するものであります。

次に、2節河川債は、補正額1,680万円の増額であります。説明欄の公共事業債等河川等整備事業につきましては、主要地方道桐生岩舟線地域排水整備事業、岩舟静に充てる起債の増額により増額補正するものであります。

次の緊急自然災害防止対策事業債河川等整備事業につきましては、河川維持補修事業に充てる起債の増額により増額補正するものであります。

次に、3節都市計画債は、補正額1,720万円の増額であります。説明欄の一般事業債その他レクスポ施設公園整備事業につきましては、栃木総合運動公園施設整備事業に充てるため増額補正するものであります。

次の防災対策事業債公園整備事業につきましては、栃木総合運動公園施設整備事業に充てる起債ではありますが、これをその下の緊急防災・減災事業債公園整備事業に振り替えるなどによる減額、増額補正であります。

次に、5節土木管理費債は、補正額220万円の増額であります。説明欄の防災対策事業債急傾斜地崩壊対策事業につきましては、急傾斜地崩壊対策事業負担金に充てるため増額補正するものであります。

次に、6目1節消防債は、補正額1,190万円の減額であります。説明欄の施設整備事業債一般財源化分消防施設整備事業及びその下の旧合併特例事業債消防施設整備事業につきましては、消防団器具置き場等整備事業に充てる起債を減額補正するものであります。

次に、7目2節中学校債は、補正額2,630万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債中学校施設整備事業につきましては、中学校施設整備事業に充てるため増額補正するものであります。

次に、3節社会教育債は、補正額440万円の増額であります。説明欄の防災対策事業債文化会館

施設整備事業につきましては、文化会館施設改修事業に充てる起債であります。これはその下の緊急防災・減災事業債文化会館施設整備事業へ振り替えることによる減額、増額補正であります。

次に、8目1節臨時財政対策債は、補正額1億6,720万円の減額であります。説明欄の臨時財政対策債につきましては、臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴い減額補正するものであります。

市債の補正の合計額は、下の行のとおり650万円の増額であります。

以上で歳入について説明を終わります。

引き続き所管関係部分の歳出についてご説明いたします。30ページ、31ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額51万8,000円の増額であります。説明欄の国内交流事業につきましては、友好親善都市である北海道滝川市とさらなる交流、発展を目指し、ふるさと納税に関連した経済交流を中心としたイベントを開催するための消耗品等が主なものであります。

次に、2目文書広報費は、補正額104万8,000円の増額であります。説明欄のシティプロモーション事業費につきましては、ふるさと応援基金を活用し、市内在住の外国人目線により本市の魅力を発信するI Love 栃木シティプロジェクト事業を行うための委託料及び市民に本市の魅力を再発見してもらい、広く発信するシティプロモーションフォトコンテスト事業を行うための募集チラシ作成代が主なものであります。

次に、3目財政管理費は、補正額3億3,546万3,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金積立金につきましては、地方財政法第7条の規定に基づき、平成30年度の決算剰余金の2分の1を下回らない額を積み立てを行うため増額補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額1,170万8,000円の増額であります。説明欄の小平浪平生家管理費につきましては、敷地内の高木の枝が境界を越えて茂り、隣地に落葉があるため、葉っぱが落ちてしまうため高木の伐採及び剪定の委託料を増額補正するものであります。

次の自治体ポイント事業費につきましては、マイナンバーカードの普及及び地域経済の活性化を目的に国が推進する事業であり、自治体ポイント利用に伴う事業者への精算金やチラシ等の印刷製本費が主なものであります。

次の地方版総合戦略策定委託事業費につきましては、本年6月に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生基本方針2019や栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証を踏まえ、次期戦略を策定するため計上するものであります。

次の東京オリンピック・パラリンピック事業キャンプ誘致活動事業費につきましては、ハンガリー近代五種競技の選手団が東京オリンピック・パラリンピックに向けトレーニングキャンプを本市で行うことが見込まれることから、事前のキャンプ誘致活動として実施する選手団に対する歓迎行事委託料が主なものであります。

次に、12目歳入の街費は、補正額185万円の増額であります。説明欄の歌麿を生かしたまちづくり事業費につきましては、ふるさと応援基金を活用し、歌麿ゆかりの地解説看板を多言語に対応する

ため、栃木市散策ガイドアプリ蔵ミユゼに歌麿ゆかりの地に関する概要説明のページを追加する業務委託料が主なものであります。

次の嘉右衛門町伝建地区広報物制作事業費につきましては、ふるさと応援基金を活用し、関係人口並びに移住定住人口の増加につなげることを目的に伝建地内の魅力を紹介する広報物を制作するため増額補正するものであります。

32ページ、33ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、補正額208万3,000円の増額であります。説明欄の臨時職員共済費につきましては、マイナンバーカード交付推進のため臨時職員人員増に伴う社会保険料であります。

続きまして、ページは飛びますが、58、59ページをお開きください。9款1項3目消防施設費は、補正額1,318万7,000円の減額であります。説明欄の消防団機械器具置き場等整備事業費につきましては、当初予定していた機械器具置き場の新築を見送ったことから敷地購入費等一式を減額補正するものであります。

次のブロック塀等安全対策事業費消防施設につきましては、大平方面隊第1分団第2部器具置き場敷地内の危険性のあるブロック塀の撤去工事費であります。

続きまして、ページが飛びますが、66ページ、67ページをお開きください。10款4項4目文化財保護費は、補正額300万円の増額であります。説明欄の伝建地区拠点施設整備事業費につきましては、拠点施設東側に位置する建物の鉄の扉及び壁面等の老朽化が進行し、危険であることから撤去工事を行うものであります。

68、69ページをお開きください。10款5項1目保健体育総務費は、補正額25万5,000円の増額であります。説明欄の第77回国民体育大会開催関係事業費につきましては、国体に係る担当者研修会や今年国体を開催する茨城県の事業概要説明会、意見交換会参加負担金が主なものであります。

以上をもちまして令和元年度栃木市一般会計補正予算（第4号）に係る所管関係部分について説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 27ページの雑入のところで、説明聞いていまして、県民手帳協力報償金とあるのですけれども、そういう言葉が全然出てこなかったのですけれども、マイナンバーのお話だ

ったのですけれども、もう一度聞かせていただけますでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） マイナンバーカードを活用した自治体ポイント事業の実施により、利用者がクレジットカードのポイントや航空会社のマイレージを自治体ポイントに変換した分を本市が歳入として一旦受け入れるというものが雑入として今回補正増としたものなのですが、名称がこれはマイレージ何とか何とかというふうにしたところでもあるのですが、雑入というのが当初予算でたくさんありまして、これを増やすと雑入が1個ずつ項目ごとにしてしまうとページがどんどんいってしまうということから、最初につけた各課の雑入に入れるということで予算項目と調定というのですけれども、伝票の名称がまるっきり一緒なものですから、申しわけないですけれども、補正予算の説明の内容と説明の名称が全然違ってしまいますのですけれども、ご理解いただきたいと。

以上です。

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 29ページ、3の都市計画債なのですけれども、下のほうにある緊急防災・減災事業公園事業ということなのですけれども、このものについてはどんなものを予定をされているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 多目的トイレと野球場の給排水設備の実施設計をこの緊急防災・減災事業の公園整備事業でお借りするという内容であります。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） もう一ついいですか。

○委員長（福田裕司君） どうぞ。

○副委員長（福富善明君） その下にある3節社会教育債で、防災・減災の関係で文化会館の整備関係についても教えてください。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） こちらは、大平文化会館の防災設備用のディーゼル発電設置更新工事に充てるものであります。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） お世話になります。

まず、23ページの普通交付税についてお聞きをいたします。確定したということで、財政計画、タイムラグがあるのだと思うのですが、そうしますと当初予算が81億6,000万円だったかと思うのです、平成31年度の。そうですね。そうすると、それよりも約3億1,000万円ぐらい少ないとい

うことだと、結局普通交付税の額は幾らになる、引き算すればいいのですけれども。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 今回普通交付税の見込みは、78億5,191万4,000円でございます。78億5,191万4,000円が今回の普通交付税の額になるということでございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、今度は平成30年度の決算で出てきますが、平成30年度の決算の確定が83億6,000万円かな、そうすると幾らぐらい減ったことになりますか。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 5億1,398万4,000円、約5億1,000万円程度決算額で下がると。平成30年度の決算額よりも下がるという見込みであります。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、それは合併の一本算定の影響ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 交付税って基準財政需要額と基準財政収入額の差が来るのですけれども、需要額のほうで包括算定経費、下水道費などの減額によりまして、需要額も減っている上に固定資産税などの税の収入も増えたものですから、増えているように計算されているものですから、これだけ大きな差があるのですが、それにしてもちょっと大き過ぎるので、今この差の原因を詳細に調査中というところでございますので、もうちょっと時間いただければありがたいです。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、自主財源が地方税とこの交付税ということになるかと思いますが、この5億円減ったところをどういう形でカバーしていこうとなされますか。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 実際のところ歳入が増えていると、市税が増えているところで差は埋まるのですけれども、それと需要も減っているということですので、行政改革とか、そういうことでコストのカットも必要であろうということで、合併算定がえの縮減ももちろんありますので、やはり市としての効率的な財政運営も目指していかないと、この差はなかなか埋まっていけないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） では、27ページの上のほうに小平浪平顕彰基金繰入金というのがありまして、商工会議所のほうから1,000万円をいただいて、その基金をつくったというのが始まりかと思えます。それで、その後基金の繰り入れはしないというようなこの席での回答だったかと思いますが、

これを先ほどの説明では生家の伐採ということで、100万円を一旦こっちへ入れて、そこから100万円持っていくという形なの。何か生家の伐採等みたいな説明があったように思うのですが。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

ご質問のとおりでございます。今回生家敷地の東側にあります高木の伐採をするに当たりまして、歳出で500万円補正で計上させていただいておりますけれども、その500万円のうちの特財といたしまして基金から100万円を繰り入れたいと、小平浪平顕彰基金から100万円を繰り入れたいというものでございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、これは歳入のほうに100万円が入っているということは基金に積むということではないのですね。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） 基金に積むということではなくて、基金から100万円を一般会計のほうに繰り入れたいということでございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 歳入の部分に繰入金として100万円がのっていますように理解をしたのですが、いいのかい。そうしますと、基金の額が減ることになるわけですか。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） ご質問のとおりでありまして、100万円減ということでございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうすると、基金が1,000万円あって、100万円減って900万円ということですが、それをある程度大きな額が出るときに使うのか、小出しにちょこちょこ、ちょこちょこしていくのか、最初の計画といたしますか、あそこもいろんなアイデアがあるようなお話が聞こえてきますし、説明もあったかと思いますが、その基金の使い方というのはここぞというときにどんと出すという形ではないのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） 基本的にはご指摘のとおりでございます。これから建物等の整備等を行う際に充てていきたいというふうに考えているところでありますが、今回高木の伐採ということで一定の費用かかるものですから、100万円は基金のほうから少し充当させていただきたいというような考えでございます。基本的には今後の考えはそのような考えで、多大な費用がかかるときには基金のほうも使わせていただきたいということでございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 次に、31ページお願いしたいと思います。真ん中ほどに地方版総合戦略策定委託事業費ということで、550万円の委託事業ということになっています。それで、第1期が本年度で終わりということで、K P Iの数値によって相当国のほうも出したり、出さなかったりという、力量というか、やる気を見ているみたいな感じもありまして、第2期もそんなふうな形かなというふうな捉え方をしております。それで、この委託料というのは、ある程度市のほうでK P Iにそういった数値も出てきますし、あるいは議員の一般質問であるとか、あるいは行政のこれまでの成果と課題等を見ている中である程度こっちでそういったものをまとめて形だけつくってもらおうということなのではないでしょうか。スタイルは国のほうへ当てはめていくみたいな形のようには見ているのですが、そこをちょっと詳しくお聞きしたいのですが。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） 基本的にはご指摘、ご質問のとおりでございます。今年度までの栃木市版のまち・ひと・しごと創生総合戦略について検証を行いまして、その結果を踏まえて今後5年間の、その結果と国が示しましたまち・ひと・しごと基本方針の2019、閣議決定されている内容等の方針も踏まえて、その2つを踏まえて新たに栃木市としての次期戦略をつかっていきたいというものでございまして、基本的な部分は我々が考える部分だというふうに検証結果を踏まえて思っておりますが、何分にもかなり範囲も広くて、前回の第1次するとき、今使っている戦略のときの作業を踏まえますと、やはりコンサルタント等に委託する必要があるというふうに考えまして、その委託料を計上させていただいたというものでございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうすると、委託先とかは幾つかの候補はもう既に当然考えているとは思いますが、それはある程度の候補は出ていますか。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） 業者の選定については、全くこれからでございます。指名競争入札を予定しておりますので、特に想定しているところはございません。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そういったコンサルタント会社というのがあると思うのですが、例えば博報堂とかああいったところ、何かそういったあるいは機関と言ったらいいのかな、例えば政府系、何かそういったヒントというか、我々がわかるみたいな形で教えていただければ。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） 恐らくおっしゃっているような業者ではなく、前回は地元のコンサルタント業者でございました。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 地元だから地元のことがよくわかるということもありますし、またマイナス

面もあろうかとも思いますが、いずれにしても市の職員の人たちが再編計画のことも大きな問題としてありますけれども、そういうことも考えていかななくてはならない、あるいはいろんな課題を承知の上で議員ともども考えてきたわけですから、今言ったことではないです、あらゆる面において。だから、その辺はしっかりとコンサルタントにも伝えるというか、市側の意見、あるいは議員側の意見を踏まえてというか、参考にして、いいものをつくっていただければと思います。これは要望です。

○委員長（福田裕司君） 要望ですね。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第96号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第96号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎字句の訂正

○委員長（福田裕司君） 先ほどの入野委員の質問の答弁、糸井危機管理課長。

○危機管理課長（糸井孝王君） 済みません。先ほど議案第125号 財産の貸付けについてのところで入野委員さんにご質問いただきました貸付期間のことにつきまして、大変申しわけありません。議案書の表記のほうに誤りがございました。大変申しわけありません。おわびして訂正させていただきます。

議案書の149ページお聞きください。大変申しわけありません。議案書149ページ、下から3行目に、3、貸付期間とありますが、正しくは令和元年11月1日からということになります。10月1日からではなく11月1日が正しいということになります。大変申しわけありませんでした。

○委員長（福田裕司君） これ入野委員だけではなくて、委員の皆さん、これでよろしいですか。訂正ということで。後でこれ修正か何かのあれは出るのでしょうか。このまま口頭で……。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 総務のほうで正誤表をいただけるということで事務局のほうで今確認とれましたので、委員の皆さんはこれでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） では、これにつきましては委員会としては了承ということで行います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 糸井危機管理課長。

○危機管理課長（糸井孝王君） 済みません。先ほどもお答えをさせていただいたのですが、有償の場合幾らかというのは、ちょっと金額は計算していない状況でございます。初期費用として約1億5,500万円が整備費用としてかかっているということでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○危機管理課長（糸井孝王君） 市が全部負担をして設備を整えたということになります。

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（福田裕司君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告書の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午前11時13分）